介護付有料老人ホーム○○○

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

運　営　規　程

（事業の目的）

第１条　株式会社○○○（以下「事業者」という。）が開設する介護付有料老人ホーム○○○（以下「施設」という。）が行う特定施設入居者生活介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）、介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者（以下「従業者」という。）が、事業所において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話又は支援、機能訓練及び療養上の世話の適切な特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練及び療養上の世話を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

２　事業の実施に当たっては、要介護状態となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

３　事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（施設の名称及び所在地）

第３条　事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名称　　介護付有料老人ホーム○○○

二　所在地　松山市○○町○丁目○番地○

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一　管理者　１名（常勤）

管理者は、施設の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、施設の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

二　生活相談員　○名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、サービスの業務に従事するとともに、サービスの利用の申込みに係る調整の補助を行う。

三　看護職員　○名以上

看護職員は、健康管理の業務に当たる。

四　介護職員　○名以上

　　介護職員は、日常生活上の世話又は支援等に当たる。

五　機能訓練指導員　○名以上

　　機能訓練指導員は、機能訓練の実施に当たる。

六　計画作成担当者　○名以上

　　計画作成担当者は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成に関する業務に当たる。

（入居定員及び居室数）

第５条　施設の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

　一　入居定員　○○名

　二　居室数　　○○室

（サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第６条　サービスの内容は、次のとおりとする。

一　日常生活上の世話及び支援

二　食事の提供

三　入浴（週２回以上）

四　機能訓練

五　健康管理

六　相談及び援助

２　サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める告示上の額とし、サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額とし、詳細は重要事項説明書のとおりとする。

３　その他の費用は、次のとおりとする。

　一　居住費　○○○円／月

　二　食費　○○○円／日

　三　おむつ代　○○○円／枚

　四　利用者の希望による日常生活に必要なものに係る費用　実費

　五　複写料　○○円／枚

４　前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得る。

５　利用料とその他の費用の支払いを受けたときは、個別の費用ごとに区分して記載した領収書を交付する。

６　法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

※外部サービス利用型の場合に記載すること

（受託居宅サービスの事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地）

第○条　受託居宅サービスの事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　一　受託居宅サービスの事業者　株式会社○○○○

　二　受託居宅サービス事業所

1. 名称　　訪問介護事業所○○
2. 所在地　松山市○○町○番地○
3. 名称　　○○訪問看護ステーション
4. 所在地　松山市○○町○番地○
5. 名称　　○○通所介護
6. 所在地　松山市○○町○番地○

（利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続）

第７条　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続は、次のとおりとする。

　一　要介護認定の結果、要介護及び要支援の判定が行われ、利用者が介護居室への入居を希望した場合

　二　利用者の心身の状況により、管理者が当該利用者を一時介護室において介護することが必要と判断し、利用者の同意を得た場合

（施設利用に当たっての留意事項）

第８条　利用者がサービスの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

　一　施設の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用すること

　二　健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること

　三　体調によっては、入浴等を中止する場合があること

（緊急時等における対応方法）

第９条　従業者は、サービスを提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずる。

２　事業者は、サービスの提供により利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

３　利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（苦情に対する対応方法）

第10条　事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置し、必要な措置を講ずる。

２　事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

（虐待の防止のための措置）

第11条　事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずる。

　一　虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

　二　虐待の防止のための指針を整備する。

　三　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

　四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

（非常災害対策）

第12条　非常災害に関する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、施設の見やすい場所に掲示する。

２　前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。

（秘密保持等）

第13条　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る。

（その他運営に関する重要事項）

第14条　事業者は、利用者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体的拘束等の理由、内容、時間帯及び時間、期間等を記載した説明書、経過観察記録及び再検討記録の整備や適切な手続きにより、身体的拘束等を行う。

２　事業者は、従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する。

３　事業者は、サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存する。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と施設の管理者との協議に基づいて別途定める。

付則

この規程は　　年　月　日から施行する。